

【学校感染症と出席停止の基準】

(学校保健安全法施行規則第 19 条 令和 5 年 5 月 8 日改訂)

分類	病名	出席停止の基準	
第一種	感染症予防法に規定される 1 類・2 類感染症(結核をのぞく)	治癒するまで	
第二種 学校で 流行 しやすい 飛沫感 染をする 感染症	新型コロナウイルス	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 1 日を経過するまで	
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適性な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能 A 型・E 型:肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型:出席停止不要 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 下痢・嘔吐症が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		ウィルス性肝炎	
		手足口病	
		伝染性紅斑	
		ヘルパンギーナ	
		マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	
上記以外の感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染症拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。		

※第 1 種学校感染症:エボラ出血熱、クラミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)